

# 原告団

ニュース131号

目次	
・裁判報告	1～9
・青森から核燃やめて原発さようなら	10
・核燃を巡る動き	11
・お知らせなど	12

次回裁判 2022年3月4日(金) 午後1時30分～ 青森地方裁判所 円卓会議  
午後2時～ 青森地方裁判所 口頭弁論

## 裁判報告

### 第1 年頭にあたり

代表(弁護士) 浅石 紘 爾

めでたさも 中位なり おらが春  
(小林一茶)

1. 再処理は崩壊寸前だというのに、もんじゅや東海再処理工場のよう安楽死を告げる政治的決定は聞こえてこないし、その兆候もありません。逆に温室効果ガス排出削減対策と称して老朽原発の再稼働が認められ、EUの欧州委員会は温暖化対策の一助として原発の運転延長を提唱。

(ドイツ、オーストリア等は反発)

原発、再処理の廃止を盛り込んだ「原発ゼロ法案」は棚ざらしにされ、提案政党は国政選挙で低迷、政党間の仲たがひ、連合の横やりなどで、圧倒的な反原発の民意が国政に反映されない状況が続いています。

使用済燃料は溜まる一方で、ガラス固化体は青森に置かれたまま行き場は決まりません。

46トンの原爆材料プルトニウムを減らす手立ては一向に実現せず、政府は核兵器禁止条約の批准を拒み、核の潜在的保有能力を温存しようとしています。

再処理工場が本格稼働すれば私たち国民に総事業費14.4兆円の負担が押し付けられることとなります。



冠雪の八甲田山 (撮影：三笠大和)

フクシマを忘れ、元来た道の先には「めでたいおらが春」を見つけることはできません。

2. しかし、悲観的材料ばかりではありません。

- ・六ヶ所再処理工場の設工認難航、26回目の竣工延期確定・自滅の道を辿るか！
- ・高レベルガラス固化体の搬出期限迫るも履行不能・廃棄物政策頓挫。

核燃料サイクルは、まさに羅針盤が故障した難破船です。エネルギー基本計画は船が沈没する前に抜本的かつ早期に書き直すべきです。

- ・フクシマの元凶東京電力経営陣に対する民事と刑事の責任追及をはじめとする原発再稼働に対する司法判断に期待。
- ・コロナの収束が見通せない中、青森では今年9月の「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定の請願を目指した署名運動中。

全体集会を中止せざるを得なかった「原発・核燃いらない3.11集会」、「4.9反核燃の日全国集会」の再開決定。核燃の地元も反転攻勢の意気高く頑張っています。

3. 原告団も昨年の総会で運営委員会の復活、ホームページのリニューアル、核燃連続講座のオンライン配信、大口基金の寄付（基金・「三八城山」）など。

裁判所に対しても早期結審を迫り、併せて再処理設工認の不許可に向けた裁判闘争を強化しています。

## 第2 展望なき 再処理・高レベル政策

### 1. 核燃料サイクル

(1) 第5次エネルギー基本計画（2018年（平成30年）7月3日閣議決定）

六ヶ所再処理工場の竣工遅延、もんじゅ廃止措置などの現状を真摯に受け止め、使用済燃料の処理・処分問題、核燃料サイクルにつき関係自治体や国際社会の理解を得つつ取組む。

具体的には、プルサーマルの推進、六ヶ所再処理工場の竣工、MOX燃料加工工場の建設、むつ中間貯蔵施設の竣工、プルトニウム保有量の削減、高速炉の研究開発。

これらの課題は戦略的柔軟性を持たせて、中長期的に対応する。

(2) 第6次エネルギー基本計画（2021年（令和3年）10月22日閣議決定）

六ヶ所再処理工場とMOX燃料加工工場の変更許可がなされたことを報告。2030年度までに少なくとも12基でプルサーマルを実施する計画が追加されただけで、他は5次のコピペ。

#### (3) 批判

核燃計画が、⑦経済性（総事業費14.4兆円）、⑧技術的能力の欠落（耐震補強工事が難航し竣工の見通しが立たず）、⑨余剰プルトニウム問題などで、事実上破綻している現状については、もんじゅ廃炉以外については一切言及しない。6次も机上の計画に終わっていると言わざるをえない。

## 2. 高レベル廃棄物対策

(1) 第5次エネルギー基本計画

約18,000トン現存する使用済燃料、これは既成の分も含めると約25,000本相当のガラス固化体となる。高レベルの最終処分は国が前面に立って取り組む。科学的特性マップの公表を契機として処分地選定調査の受入れを目指す。処分方策は地層処分を基本として対策を進める。

(2) 第6次エネルギー基本計画

現在約19,000トンの使用済燃料が存在し、原発の管理容量の約8割に達している事実や2020年11月北海道寿都町と神恵内村で文献調査が開始されたことが追加的に紹介され、他は5次と変わらない。

#### (3) 批判

① NUMOの説明では、調査は3段階で文献（2年間）の次は概要（8年間）となっており、移行時点で自治体の意見を聴取するとされているが、法律上2つの区別はなく、文献調査は概要調査の入り口であることから、文献調査の同意は概要調査の容認を意味する。なし崩し的に精密調査、着工の事態を警戒しなければならない。

② 六ヶ所の海外返還廃棄物一時貯蔵施設の高レベルガラス固化体（1,830本）の保

管期限（30～50年）も後3年から23年と迫っている。また、再処理工場内の固化体（346本）も貯蔵期限（30～50年）が定められている。しかし、いずれも期限内の搬出は不可能な状況である。青森県が、このままなし崩し的に高レベルの最終処分場にさせられるおそれを払拭できないのが現状である。

### 3. 使用済燃料対策

#### (1) 第5次エネルギー基本計画

- ・原子力発電に伴って発生する使用済燃料を管理する必要がある、このためには使用済燃料の貯蔵能力を拡大する必要がある。具体的には原発の敷地に内外を問わず、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設の建設、活用を促進する。
- ・放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発。

#### (2) 第6次エネルギー基本計画

ほぼ5次と同様で、追加されたのは2020年秋以降、伊方や玄海における乾式貯蔵施設の建設やむつ中間貯蔵施設（RFS）の変更許可がなされ貯蔵能力の拡大に向けた取組が具体化したことが紹介されている。

#### (3) 批判

RFSは現在設工認の段階で未だ使用済燃料の搬入はされていないが、時間の問題と考えて運動を強化しなければならない。

最終的にはむつ市長の決断（同意）にかかっている。市長は、受入れは六ヶ所での全量再処理が前提（再処理しないのであれば受入れない）と発言し、破格の核燃料税を提示（最後は妥協して柏崎並みの税率に）、搬入元の原発にこだわり、電事連提案の共用案（関西電力の使用済燃料を想定）に抵抗。一見するとRFSの稼働にブレーキをかけるような言動が目される。

市長の真意（本音）がどこにあるのか。苦しい市の財政状況を立直すため原子力マネーは欲しいが、RFSの事業計画をはっきりさせない限り、使用済燃料が居座る事態

は許せない。その歯止めをきちんとさせた上で搬入を認めようというスタンスではないかと思われる。

### 4. まとめ

5次と6次の違いは、気候変動対策（カーボンニュートラル）が新たに盛られた点を除けば、原発再稼働、核燃料サイクル・再処理の推進政策は3年前と変わりなく、むしろ温室効果ガス排出削減に寄与する原発を積極的に活用すべしという逆行した政策がとられ、40年原則を無視した老朽原発の再稼働を強行しようとしている。

使用済燃料の総量規制に言及することなく、中間貯蔵施設の増設で対応する一方、その最終処分対策は計画の中に出てこない。

高レベルガラス固化体の最終処分地選定手続きは、北海道の2町村で調査が始まっているものの、適地性に問題があり、また住民の反対は強く処分地選定、着工までにはかなりの難航が予想される。

## 第3 再処理裁判

### 1. 裁判長「不当な引き延ばしは許さない」

#### (1) 被告の訴訟引き延ばし

再処理も高レベルも提訴から28年余、

100回を超える口頭弁論を重ね長期裁判となっている。

その原因はもっぱら被告側の怠慢と意図的な裁判引延し行為にある。特に問題なのは、原告の主張に対する反論を適合性審査中を理由に行わず、基準の説明準備書面提出に6年以上も時間をかけてきたあげく、新訴提起後も約束を守らず、言うことにこと欠いて今後10回に分けて（3年間で）反論をすると言い出す始末で、更なる裁判の長期化、裁判迅速法違反状態化は看過できないところまできている（この状態を容認

してきた裁判所にも責任の一端があることは論を俟たない。

## (2) 原告らの意見と証人申請

原告らは、2021年18月8日付で「訴訟進行に関する意見書」を提出。

- ①被告の反論は今後2期日以内に終了すること。
- ②これができない場合でも、主張整理が終わった争点について口頭弁論期日に証人調べを実施すること。

あわせて、前回の渡辺満久教授（六ヶ所断層）の証人調申請に追加して、航空機墜落事故の危険性を立証するため後藤政志氏を申請した。

## (3) 被告の言い訳

以上に対して、被告は、全ての主張が出つくして争点整理手続が終了後に証人調べをすべきであるという従来の形式論を述べ、専門家の証人調べは意見書の提出が妥当などと、渡辺教授の論文や意見書が既に提出されていることを、しかも自らその反論を怠っていることを忘れた矛盾答弁をして失笑を買った。

## (4) 裁判長の発言

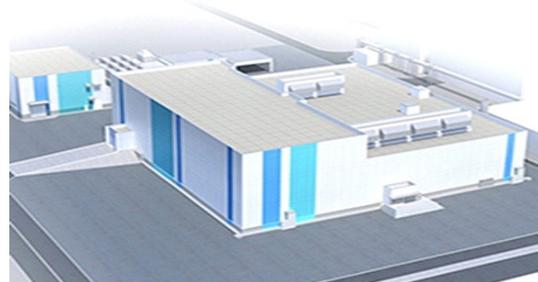
双方のやり取りを聞いていた裁判長は、原被告双方の協力なしには訴訟進行は難しいと原則論を述べた上で、結局は渡辺証人を採用しなかったものの、最後に「**不当な裁判の引き延ばしは許しません**」と針を刺した。当然の発言ですが、原告団としては、「私が裁判長のうちに早期結審して判決します」と言ってほしかった。

## (5) 傍聴席

当日の傍聴席は満席で、大雪にもかかわらず県の内外から21名の原告の人たちが参加してくれ、弁護団と裁判所・被告との応酬に聞き入り、熱気あふれる傍聴対応で、最後の裁判長発言に拍手で応え閉廷となった。

## 2. 準備書面 (187)

-六ヶ所設工認審査で、検査可能性に続く第二の重大問題が浮上。直下地盤の新調査データにより、ゆれを増幅することが判明- (海渡代理人担当)



MOX燃料加工工場の完成図（日本原燃のHPより）

## 要約

### (1) 難航する設工認審査

日本原燃は2020年12月24日再処理工場の設工認を申請した（同時にMOX燃料加工工場の分も申請）。申請は9分割でなされることになっているが、2021年8月30日の審査会合で原子力規制委員会から重大な問題点の指摘がなされ、審査はほとんど振り出しに戻る事態となっている。この問題は同年11月7日付東京新聞の一面で報道された。

## (2) 入力地震動の計算ミス

① 入力地震動の計算の過程に重大なミスがあることが判明

▶ 六ヶ所再処理工場のウラン・プルトニウム混合酸化物（MOX粉末）、貯蔵施設の南側に隣接して、MOX燃料加工工場（MOX工場）の建設が予定されている。基礎版部分と地下の壁の一部が建設されたところで、福島第一原発事故が起き、その建設は中断している。

▶ 日本原燃は、敷地内を走るf-1とf-2の2本の断層を境に、敷地の地盤を図1のように、「西側地盤」、「中央地盤」、「東側地盤」の3つに分けてモデル化し、耐震計算をおこなっている。今回、MOX工場の設工認で申請した燃料加工建屋は東側地盤に設置される建設中断中の建屋である。

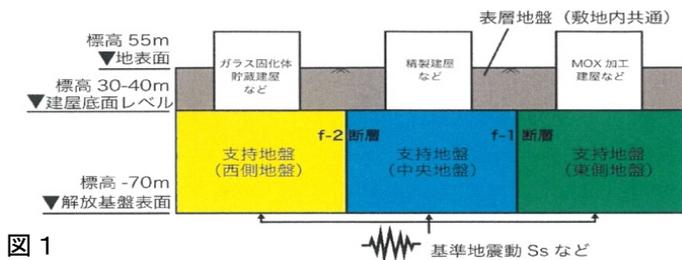


図1

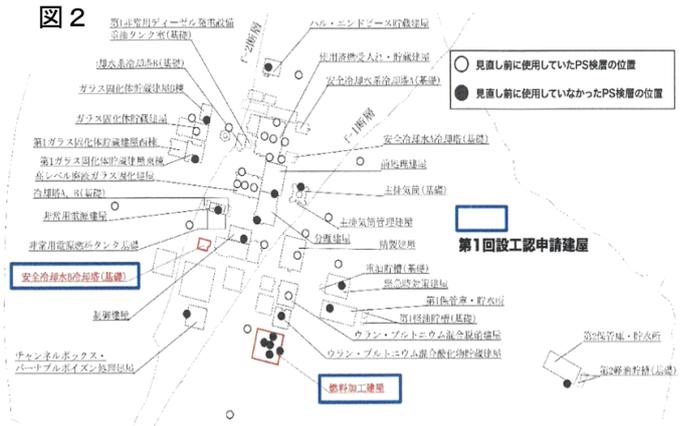
▶ この建屋に対する入力地震動の計算の過程に重大なミスがあることが判明し、このことが、2021年9月15日の規制委員会の定例審査会合において報告された。

### ② PS検層の追加実施

▶ 再処理工場とMOX工場の敷地内には、地下の地質構造を調査するためにたくさんのボーリング孔があげられ、土壌のサンプル採取などがおこなわれている。また、ボーリング孔を利用してPS検層という振動をつかった地下の探査も数多くおこなわれている。

▶ 図2に白と黒の丸で示したものがPS検層の位置である。今回の申請にあたり、PS検層を追加しておこなっており、燃料加工建屋の直下でも複数の、PS検層の探査結果が取得されている。

図2



### ③ 日本原燃のごまかし

▶ 建屋の耐震性をみるために、基準地震動を入力する解放基盤表面から建屋の直下および建屋の周辺の地盤がモデル化され、地震応答解析がおこなわれる。燃料加工建屋の地震応答解析を実施するにあたって、日本原燃は以前の設工認のときの地盤モデルをそのまま採用して、地震応答解析をおこなっていた。

▶ 3月15日の審査会合で、規制庁から新たに取得したPS検層によるデータを地盤のモデル化に使用していないことを指摘された。

### (3) 敷地地盤データの更新によって燃料加工建屋のゆれが増幅

① ▶ 2021年6月28日および8月30日の審査会合の資料をみると、基準地震動Ss-A（最大加速度700Gal）に対する、新たに取得したデータを用いた地盤モデルでの解析結果としては、加速度、せん断力、曲げモーメントいずれも、以前の地盤モデルの結果より大きな値となっている。

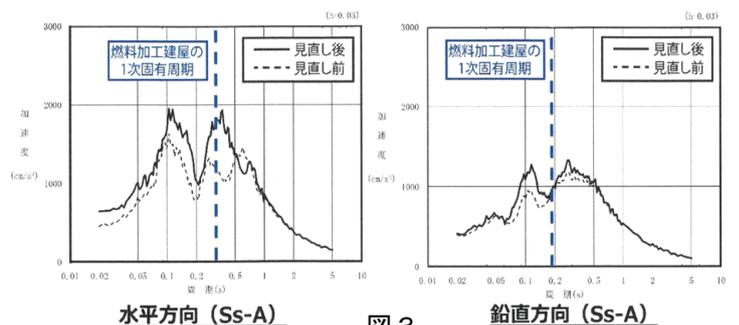
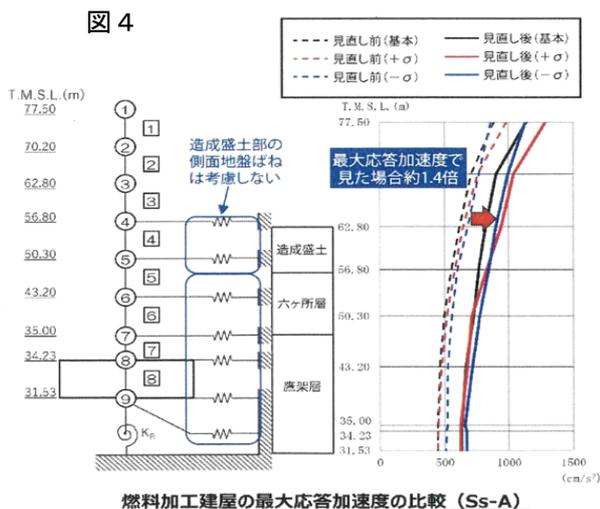


図3

▶図3のように建屋基礎版下での入力地震動の結果を見ても、建屋の固有周期付近をはじめ多くの周期帯で従来の結果を上回っている。

▶図3で、見直し後の地震動を示す実線グラフが、見直し前の点線グラフを大きく上回っていることで、これを確認することができる。

②また、図4に示すように、建屋の基礎版



燃料加工建屋の最大応答加速度の比較 (Ss-A)

より上部の最大加速度をみると、見直し前と比較して、4割ほど大きな値が得られている。それだけ、大きな地震動が基礎版に入力されるということである。

(4)再処理工場の地盤データを更新した場合にも同様の過小評価が発見される可能性がある。

▶これは、極めて重大な事態である。

▶日本原燃は、MOX燃料加工工場の燃料加工建屋の解析結果としては検定基準以下におさまる見通しだ、と説明している。仮にそうだとした場合、機器・配管類の評価はまだされておらず、本件再処理工場本体の建屋と配管・機器についての再評価はこれからである。

▶隣接する再処理工場の建屋の敷地地盤データについても、更新によって建屋の基礎版における入力地震動の過小評価が見つかる可能性がある（上澤千尋 2021.12.1 『原子力資料情報室通信』No. 570 「検査

ができない再処理工場・直下地盤がゆれを増幅するMOX工場」）。

(5)日本原燃の技術的な能力と規制審査に望む態度の誠実性について深刻な疑問が生じている

①はじめに

▶この一連のやり取りは、いまのところ隣接するMOX燃料加工工場に関する問題ではあるが、過誤を引き起こしたのは、日本原燃であり、本件再処理施設と共通である。

▶規制委員会の審査会合や委員会の定例会議においても、このような初歩的なミスを見つけることができず、規制委員会から指摘された経緯について、当事者である日本原燃の技術的な能力や審査に望む態度の誠実性について深刻な疑問、疑念が指摘されている。

②規制委員会の見解についてのまとめ

▶ここでは、規制委員会の見解として、日本原燃という企業体の安全軽視の体質そのものが明らかにされている。これは、日本原燃が国に提出している他の審査資料全般の信頼性に対する疑念、日本原燃の技術的能力の欠如を明らかにしているといえる。

▶この議事録において、日本原燃側の立場を説明している赤司氏が終始「九州電力」と名乗っていること、議事録にもそのように記載されていることは異様である。赤司氏の原籍は九州電力だとしても、日本原燃に出向し、日本原燃の人間として審査会合に列席し、その立場で発言しているにもかかわらず、「日本原燃」と名乗らないのは何故なのか、自分は、これほどでたらめな規制審査への対応を繰り返している「日本原燃」の同類と見られたくないという深層心理のなせるところなのだろうか。

(6)地震基盤から解放基盤面までの地盤データについても、再検討が必要である。

▶地盤モデルの妥当性が疑われるのは、解放基盤表面より上部だけに限らないはずである。

▶六ヶ所再処理工場およびMOX工場の場合、標高-3045mの位置に地震基盤が設定されており、そこから解放基盤表面である標高-70mまでの地質構造のモデルについても、あらたなPS検層のデータに基づいて再検討をすべきである。

▶その場合には、想定される地震が従来のままであっても、基準地震動自体が、いまより大きくなる可能性がある。

### (7) 結論

▶地盤データの見直しだけで、MOX工場建屋に対する入力地震動を1.4倍に引き上げる計算結果が得られた。本件施設はぎりぎりの耐震設計で建設されており、基準地震動に対して想定される地震による地震動にはほとんど余裕がなかった。新規制基準のもとの基準地震動の引き上げによって、さらに余裕はなくなっている。再処理事業の重要設備の大半は高放射線下の環境にあり、検査も耐震補強もできない構造となっている。

▶本件施設が基準地震動の過小評価の可能性があるだけでなく、想定されている地震動にも耐えられない可能性がある。再処理工場について、日本原燃が、規制委員会の指示にしたがって計算をした結果、機器に対する耐震安全性の欠如が明らかになり、規制委員会が設工認申請の認可をできないという結末もありうる。

▶現時点においては、本件訴訟における結論を出すような段階ではない。しかし、基準地震動や建屋に対する入力地震動に直接かかわる重大問題であり、基本的な設計に係る問題である。

## 3. 大島堅一教授の意見書

(甲C78号証)

### —核燃料サイクル・六ヶ所再処理事業のコストとその負担について—

#### (1) 意見の専門性と裁判への影響

再処理の経済性（経理的基礎）についての意見書を龍谷大学の大島教授に作成していただきました。心から感謝申し上げます。

大島教授には原発のコスト論についての多数の著書や論文があり、公式の場でも原

発がコスト面で劣位に立たされていることを論証されています。

再処理の経済性問題は、極めて特殊で、専門的な分野のテーマですので、今回のような意見書の体裁での体系的な分析ははじめの発表ではないかと思えます。この問題の第1人者である大島先生の意見書は裁判でも強い説得力と判決に大きな影響を与えるものと確信しているところです。

意見書は、再処理事業の要件である経理的基礎の存否問題にメスを入れ、再処理事業の前提となる使用済燃料の数量不足により赤字経営に陥ることを理論的に証明し、日本原燃と抛出金制度の破綻を結論づけています。

#### (2) 意見書の内容

核燃料サイクル事業を費用負担論の観点から次の3点に関して意見を述べています。

- ①核燃料サイクル事業の総費用の推移と制度的裏付け
- ②核燃料サイクル事業の総費用の回収の見込み
- ③核燃料サイクル事業の経理的基礎

まず、費用の面で見ると、日本の核燃料サイクル事業の総費用は、当初、核燃料サイクル事業は回収される有用物の価値によって費用を賄うことができると想定されていた。しかし、1981年になると、事業の総費用が、生み出される価値を上回ることが明らかとなった。この時点で、核燃料サイクル事業の経済性は失われていた。その後も核燃料サイクル事業の総費用は一貫して増加し続けている。

費用回収の面で見ると、使用済燃料の発生量は、費用回収の前提とされてきた32000トン（800トン×40年）を下回る。従って、核燃料サイクル事業の費用回収は不可能である。

一方、制度面で見ると、政府は、引当金や積立金を用いた費用回収の仕組みを構築し、その費用を電気料金に転化してきた。さらに、電力自由化が進み、制度的安定性がぜい弱化すると、2015年に使用済燃料再



大島堅一教授

(高木仁三郎市民科学基金HP)

処理機構を設立するなどして体制を強化してきた。これによって、再処理事業が全体として資金不足に陥ったとしても日本原燃の経営は悪化しないという異常な状況が作り出されている。

原子力規制委員会が行っている日本原燃の経理的基礎に関する審査は、再処理等拠出金法に基づく費用回収の制度の概略をみているだけにすぎず、核燃料サイクル事業が資金面で成立するかどうかを精査しているものではない。

今後、原子力発電所の再稼働を最大限見込んだとしても、使用済燃料の発生量が制度の前提を下回るため、核燃料サイクル事業は遅かれ早かれ資金不足に陥る。核燃料サイクルは、開始以前から経済的に破綻していただけでなく、現実にも巨額の資金不足が生じる。経済的規律を失った核燃料サイクル事業は、できるだけ早いうちに撤退する必要がある。

(意見書の詳細はホームページを読んでいただくか事務局までFAX又はメールで依頼をお願いします。無料でお送りします。)

## 第4 日本原燃の出遅れた参戦

### 1. 共同参加申立て

日本原燃は、令和3年11月29日、再処理と高レベルの裁判に訴訟参加申立てをしました。

訴訟参加とは、「訴訟の結果により権利を害される第三者」が訴訟に参加する制度(行政事件訴訟法22条)を言います。

同年12月9日付で裁判所から参加の可否についての意見書の提出を求められましたので、次のような反対意見を出しました(伊東代理人の起案)。被告側は早々に「認めるのが相当」と賛成意見を出しました。

### 2. 原告の反対意見(要旨)

今さら言うまでもなく、2つの裁判は1993年に提起され、2021年の新訴提起を挟んで、なんと28年の長期裁判となっています。

なぜこんなに長引いたのでしょうか。理由は簡単です。被告国側の裁判引延し工作があったからです。その主なものは、㊦行政審査(第1次審査)資料の隠蔽(国に不利な内部メモが含まれているので、不存在を理由に今もって提出していません)、㊧阪神・淡路大震災後の耐震バックチェックに時間がかかったこと、㊨3.11後の原子力規制委員会による適合審査が未了であること(被告は、審査終了後に原告の主張に

対する反論をすると再三にわたり法廷で約束)。

2020年7月に再処理、8月に高レベルの審査が終了したので、原告は2021年1月と2月に変更許可を取消す訴訟を新たに提起し、6月に第1回の口頭弁論が開かれました。

ところが被告は前言を翻して、これまでの原告主張に対する反論をせず、第2回の期日になって、原告から追及されると、今後10回の期日をもって反論すると言い出したのです。法廷は年3~4回のペースで入ってきましたので、被告案で行くと主張が出つくすだけでも3年はかかってしまいます。

このように訴訟遅延の原因は、もっぱら被告の怠慢と意図的な引延しによるものです。

### 3. 日本原燃の姿勢について

日本原燃は、核燃4施設の提起後は、自社代理人弁護士や社員を毎期日傍聴させ審査の経過を把握してきたにもかかわらず、ウラン濃縮提起後から33年間一度として参加申立てをしてこなかった。

他方、原告は、日本原燃に対して前述の行政庁審査資料の送付嘱託を求め、裁判所がこれを採用したにもかかわらず、日本原燃は「文書を特定することができない」などと白々しい回答を行ない、被告の訴訟遅延行為に加担してきた。

### 4. 参加申立の動機

今回の参加申立ては、原告が訴訟の促進、早期結審、そのための証人調べの実施を求め、これに対して被告がさらなる訴訟遅延(10回の分割準備書面提出)を図っている局面において、突如としてなされたことと上述したような被告の訴訟遅延行為に加担してきた姿勢とを考え合わせると、この申立てはもっぱら被告と同調して更なる訴訟遅延を図る目的によるものと推論される(例えば、長々とした準備書面を出したり、日本原燃独自の証人申請をしたり、尋問時間の延長などで引延しを図る)。

被告と日本原燃が同調(共謀)していることは、双方の代理人が談合している現場を原告の上澤氏が目撃している事実からも明らかである。報告書によると、その時の会話は以下のとおりです。

「なるべく引延ばす方向で行きましょう」  
「原燃が訴訟に参加する手配をします」  
「では、その方向でお願いします」

## 5. 申立ては権利の濫用

### (信義誠実の原則) 違反

以上述べたように、本申立ては28年余りという異常な長期間が経過した時点で、しかも上記のようなタイミングで行なわれており、これはまさに法律が禁止している時機に遅れた申立て(行訴法7条、民訴法157条)であり、申立てを却下しても申立人の保護に欠けることはない。

このように事情を考慮すれば、本件申立ては権利の濫用で、信義則の原則に反するものであるから、却下されるべきである。

国や日本原燃は28年余も経った今ころになって何故裁判の引延しをしようとするのでしょうか。

以下は浅石の私見ですが、これまで25回に及ぶ竣工(本格操業)の延期を繰返したにもかかわらず、設工認(耐震安全補強工事)でつまづいている日本原燃としては、エネルギー基本計画の核燃推進、六ヶ所再処理工場の完工は至上命令であり、万が一にも完工前に敗訴判決を言渡されるのだけは絶対避けたいという意思が透けて見えます。適合性審査中にまとめた知見の蓄積と規制庁の人的能力とやる気をもってすれば、原告主張に対する反論など、2,3回の期日でまとめることは可能でしょう。それなのに10期日もかけて裁判の遅延を図る背景には「六ヶ所再処理工場」を「もんじゅ」と同じ自主廃止の運命にしたいという思惑が働いているとしか考えられません。

また、日本原燃が訴訟参加することで、裁判が被告側の補強になるとは思えません。被告は6年半の適合性審査を通じて日本原燃の手の内を熟知しており、その無能振りも知り尽くしています。今さらに訴訟参加してもらわなくとも、自力で訴訟進行するのに何の支障もないはずですが、参加に同意したのは2人力を合わせて裁判を先送りしようとする意図しているとしか考えられません。

## 6. 裁判所の決定

青森地裁(第2民事部、鈴木義和裁判長)は令和4年1月13日、上記のように原・被告双方の意見を聞いた上で、訴訟参加を認める決定を出しました。

参加申立てが28年後になって出されたこと、遅延の原因がもっぱら被告側にあること、国被告と日本原燃が意思を通じて訴訟遅延を図った事実は認められないので参加申立てが権利濫用・信義則違反になるという原告の主張は採用できない、という形式論で退ける不当な決定でした。

## 第5 被告の対応

### 1. 準備書面(2)を提出

(1)前回法廷の申出どおり、原告準備書面に対する反論の初回書面として「航空機落下事故」関連の主張をしてきました。

内容は、①基準の合理性論—航空機落下確率評価の合理性、②あてはめ論—原告らの主張に対する反論。

①は旧訴時代にすでに規制基準解説の形で長々と主張が提出済みであるにもかかわらず、今回の準備書面では本文49頁中40頁も費やしている。

②は ㊶全国土に均一に墜落するという前提で落下確率を算出することの不合理性(原告の主張)。

(反論) ・施設上空の飛行規制は十分。  
・施設または施設周辺上空を飛行中の軍用機が落下した事例はない。

㊷軍用機の落下確率評価に当たって、F16と同程度かそれ以下のものについては1/10の係数を用いることの不合理性(原告の主張)。

(反論) F16の衝突を想定した具体的な防護設計が行われているから大丈夫。

㊸落下事故の回数等算出方法(海上落下の除外)は不合理(原告の主張)。

(反論) 陸上落下の実績が増加した段階で基準の見直しをするから問題ない。

㊹住民感覚上、落下確率 $10^{-7}$ は過小評価(原告の主張)。

(反論) 国際評価基準となっている。

(2)上記㊶~㊹の反論に対しては、次回に原告から再反論の準備書面を提出します。

## 第6 次回予定

次回期日(3月4日)、被告は、①航空機落下事故の追加主張として衝突速度(150m/秒)の合理性について、②石油備蓄基地の火災・爆発対策について、2回目の反論を行います。

②については後回しにして、地震・活断層問題を早く反論して、渡辺証人の尋問に入るべしと主張するも、裁判所は被告の言いなりになり、証人調べの先送りを容認してしまいました。

次回裁判 3月4日(金)

進行協議 午後1時30分~

口頭弁論 午後2時~

次々回期日(予定)6月17日(金)

進行協議・口頭弁論 同上

次々々回期日(予定)10月7日(金)

進行協議・口頭弁論 同上

多数の傍聴をお願いします。

## 青森から核燃やめて原発にさようなら

青森市 原告 中道（小熊）ひと美

40年あまり東京で暮らしてきましたが、一昨年の2020年秋に青森市に移住してきました。東京では福島第一原発事故以来、官邸前や地元西東京市、原子力規制委員会や経産省前で、たんぼぼ舎、再稼働阻止全国ネットワークの仲間とともに原発反対の活動を続けてきました。今は青森駅前毎週金曜日に抗議の声をあげています。

### 大雪の青森で避難はムリ！

青森に住んで初めてわかったことや、東京では想像できなかったことがいくつかあります。

まず冬の積雪です。昨年末はあっという間に1メートルを超えて度肝を抜かれました。こわいくらい雪が降ります。こんな悪天候の時に万が一放射能漏洩事故が起きたら、凍えながら逃げるなんてゼッタイ無理だと実感しました。東京では冬期の避難の困難さには思い至りませんでした。

### 軍事と核で危険度は沖縄並み

#### ー下北半島の現実

二つ目は下北半島に軍事施設と核施設が集中している現実です。

下北半島には三沢基地を中心に、天ヶ森、六ヶ所、猿ヶ森の射爆撃場、むつ湾のガメラレーダーと大湊基地。津軽半島に目を転じれば車力分屯基地とXバンドレーダーサイト。そして国際海峡の津軽海峡では各国の核搭載の戦艦や潜水艦が航行し、監視活動をしているとのこと。

その隙間を縫うように核施設が林立しています。六ヶ所核燃サイクル施設には、再処理工場のほかにウラン濃縮工場、MOX燃料工場など5つの危険な施設がひしめき、半島の北半分には東北電力と東京電力の二つの東通原発、むつ使用済み核燃料中間貯蔵施設、本州最北端にはこれまた危険なフルMOX燃料の大間原発が建設中です。

下北半島に軍事施設と核施設がこれほどまでに集中し、近接して建っているのは、実際にこの目で見るまで想像ができませんでした。

しかも米軍と自衛隊の戦闘機やオスプレイが、よりによって再処理工場の直近で日常的

に訓練を行い、ここ数年の間にも墜落事故や落下事故が複数回起きています。

たくさんの核施設の上を戦闘機やオスプレイが飛び交うこの現実の危険度は沖縄並み？

いや、再処理工場と戦闘機の取り合わせって、実はここは日本一の危険地帯かもしれないと思いました。

### 解せない国と規制委の姿勢

原発のことを知るにつれ、「核燃サイクルを止めれば日本中の原発が止まるのではないか」と考えるようになりました。移住の際、青森の原発問題に本気で向き合うつもりで核燃サイクル阻止1万人訴訟の原告団に加わることを決意しました。

知らないことも多く、裁判を通して勉強中です。こんな私でも、放射能で汚れた再処理工場のレッド・セルの内部は、実地点検や耐震補強が難しいことは分かります。安全性が検証できない状態で、動かせるわけがないと思います。正直、この問題だけとって、裁判に負けるわけがないと感じました。

日本原燃は、実地点検なしでも建設当時の品質管理の記録を組み合わせれば、今現在のレッド・セル内の安全性の判断が可能だと言いますが、なぜ昔の記録で？ あり得ません！

それに、それを問題視することもなく新規制基準に適合すると認めた国と規制委員会の姿勢がどうしても解せません。裁判官にはこの点をしっかり検証してほしいと思います。

さらにこの裁判が一審だけで28年もかかっているのも驚きです。のらりくらりとした国の答弁を聞いていると、まともに検証したら負けるので、ただ引き伸ばしを図っているとしか思えません。次回からは日本原燃が被告に加わるのが決まり、これで一審がさらに長引くことは必至です。

### 青森からの発信

#### 核燃止めれば原発は止まるよ！

核燃サイクルと核廃棄物は全国のすべての原発の問題ですが、その割には青森の現状も核燃サイクルの問題点もそれほど人々に知られていないのではないかと思います。これからは非力ながら私も青森の皆さんと一緒に「核燃サイクルを止めれば原発は止まるよ！」と、全国に発信していきたいと思います。

## 六ヶ所核燃などを巡る動き

### 2021年

- 11 12 日本原燃：低レベル放射性廃棄物埋設センターで3号埋設施設（2号埋設の増設）の本格工事を開始。全国の原発で発生した金属類、プラスチックなどの低レベル廃棄物をドラム缶に入れモルタルで固めた「充填固化体」を埋設する。2023年度の受け入れ開始を見込む。
- 17 高浜原発：フランスよりMOX燃料が到着し搬入される。
- 21 原告団：運営委員会を開催。委員の自己紹介から始まり、これからの活動内容を議論。
- 25 日本原燃の増田尚宏社長：再処理工場やMOX燃料工場の設工認の体制強化に向け、構内の体育館を新たな拠点とし、役員クラスの統括責任者を配置すると明らかにした。設工認の審査で、原燃の説明や資料が原子力規制庁の要求レベルに達していないなどとする指摘を踏まえた改善策の一環。
- 12 1 原告団：弁護士会議を開催。
- 4 原告団：事務局会議を開催。
- 7 青森県風間浦村富岡宏村長：定例村議会一般質問で、原子力関連施設を含む企業誘致検討に向け調査を進めると表明した。村は誘致で得られる交付金や税金を災害復旧、役場庁舎移転などの財源に充てる考え。原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場の誘致は検討から除外。
- 8 青森県・原子力政策懇話会を開催：経済産業省資源エネルギー庁の担当者が10月に決定した第6次エネルギー基本計画の概要を説明し、核燃料サイクル政策について「サイクルの確立に向け、再処理工場やMOX燃料工場をしっかりと完成させ、プルトニウムバランス確保などの課題解決に取り組んでいく」と堅持の方針を強調した。
- 11 条例制定を求める県民の会：「核のゴミいらない」県民集会を開催（青森市）。元福井県越前市議の山崎隆敏氏が講演し、計15基の原発を抱える同県の状況を説明、各種データから「原発を廃止しても地域の財政は破綻しない」と強調した。
- 22 日本原燃の増田尚宏社長：定例会見で、再処理工場などの安全対策工事に必要な「設計・工事計画の認可（設工認）」の補正書提出を来月に繰り延べる考えを示した。冷却塔に設置する竜巻防護ネットの液状化の影響評価や、申請書類に記載する内容の整理、申請すべき設備の明確化などに時間を要し、10月時点で「12月内」としていた補正申請が困難と判断した。
- 23 むつ市：リサイクル燃料貯蔵（RFS）が運営する使用済燃料中間貯蔵施設の「共用化案」などの論点について、親会社の東京電力ホールディングスと日本原子力発電の幹部に聞き取りを行った。市側と事業者側が現段階で「共用化案はない」との認識で一致した。
- 24 核燃裁判：準備書面(187)-六ヶ所設工認審査で、検査可能性に続く第二の重大問題が浮上。直下地盤の新調査データにより、ゆれを増幅することが判明。を提出。また、日本原燃から訴訟参加申立てが出された。

### 2022年

- 1 11 むつ市の宮下宗一郎市長：記者会見で、市が独自課税を目指す使用済燃料税（核燃新税）に関し、税率の大幅譲歩案を特定納税義務者のリサイクル燃料貯蔵（RFS）に伝達したと表明した。市会議員からの了承等は3月議会で行われる見込み。
- 12 原子力規制委員会が日本原燃経営陣と3度目の交渉：更田豊志委員長は再処理工場、MOX燃料工場の認可審査が難航している現状に対し「膠着状態。停滞が続くようなら何らかの打開策を具体化する必要がある」との認識を示し、日本原燃増田尚宏社長に対応を求めた。
- 13 青森地方裁判所：日本原燃の訴訟参加を決定。
- 13 再処理止めたい！首都圏市民のつどい：上澤千尋氏を講師に「六ヶ所再処理工場の耐震問題」をテーマに、新春連続講座の1回目を開催（東京・Zoom）。
- 13 日本原燃：再処理工場など3施設について、原子力規制委員会に事業変更許可を申請。耐震設計の基準となる基準地震動に、規制委が策定した「標準応答スペクトル」を考慮した地震動1波を追加した。
- 15 原告団：事務局会議を開催。
- 17 原告団・浅石代表：さようなら原発1000万人アクションの第3回オンライン学習会で、「六ヶ所再処理工場の現状と裁判」と題して講演する。
- 20 再処理止めたい！首都圏市民のつどい：澤井正子氏を講師に「原子炉解体廃棄物はどこへ」をテーマに、新春連続講座の2回目を開催（東京・Zoom）。



## お知らせ

- ◆ 核燃裁判 3月4日 14:00～ 青森地裁
- ◆ さようなら原発・核燃3・11青森集会  
3月13日(日) 12:30～16:00  
青森市民ホール(チラシを同封しています)
- ◆ 長谷川公一講演会  
青森会場 3月26日(土) 14:00～  
リンクステーションホール青森  
八戸会場 3月27日(日) 14:00～  
八戸市総合福祉会館
- ◆ 4・9反核燃の日全国市民集会  
4月9日(土) 11:30～アウガ5階研修室  
4・9反核燃の日全国集会  
4月9日(土) 14:00～ 青森駅前公園

## 署名のお願い！！

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない請願書名」へのご協力ありがとうございます。

署名の集約状況ですが、コロナ禍の影響で街頭や集会などができず、9月の署名提出までに目標達成できるか心配しています。

あらためて署名用紙をお送りしますので、未署名の方、お知り合いに声掛けして、一層の署名の積み重ねで、運動の成功にご尽力くださいますようお願いいたします。

(代表 浅石紘爾)



### カンパを戴いた方々です(敬称略)。ありがとうございました。

岩館豊子、石下直子、宮本京子、森弘子、桐谷敏弘、乾喜美子、山田隆一、戸川雅子、兼崎暉、野坂幸司、林隆志、稲葉みどり、小柳保証、清水郁子、藤島真紀、久保優子、池島美紀子、田平康子、安達由起、横山倅、高橋将之、久保博夫、渡辺つたえ、山田政巳、大澤統子、松島恵美子、曾我日出夫、寺尾光身、里見和夫、大久保徹夫、田中榮、大野圭子、西尾美和子、佐原若子、米村釧、米村栄子、外崎淑民、福士雅昭、梶谷和栄、内田牧子、瀧秀樹、マシオン恵美香、福士恵美子、藤森勝彦、池尻京子、中村光一、稲垣康夫、赤沢美恵子、坂井清昭、匿名希望の方々

### 冬期カンパのお願い

いつもお願いばかりで恐縮ですが、原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に冬期カンパの振込用紙を同封しました。よろしくお願ひします。

### 基金・「三八城山」設立！

昨年2021年11月10日、原告団の基本方針と運動に賛同された八戸市の有志の方から、大口の寄付があり、これを今後の原告団の運動、特に講演会などのイベント開催費用の活用基金とさせて戴くことになりました。基金のご協力に心から感謝申し上げます。

基金名は基金・「三八城山」(ミヤギサン)と名付けました。「三八城山」は八戸南部藩の城跡にちなんだものです。

(代表 浅石紘爾)



### 会員・サポーター募集中！！

#### 核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9  
浅石法律事務所内  
TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座(ゆうちょ銀行)

(記号 02300 番号 037486)

口座番号:02300-9-37486

口座名:『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名(店番):二三九(239)

預金種目:当座

口座番号:0037486

6000円(購読料共)

サポーター /年間3000円(購読料共)

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://lmangenkoku.org/>